

広報行事实施のお知らせ (令和4年7月・8月分)

福島地方裁判所

夏休み子ども見学会 (7月29日実施)

夏休み子ども見学会は、例年開催されている夏休み企画です。

今年は、小学校4年生～6年生を対象として、法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)のお仕事についての理解を深めていただくために、「裁判官・検察官・弁護士のお仕事ってなあに？」を実施しました。



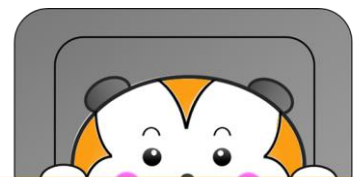
今回は、オンラインでの開催となったこともあり、当日は、県内各所から7組15名の方々に御参加いただいた上で、①法曹三者からの職務説明・質疑応答の後、②裁判所クイズ③ウェブカメラを通じての法廷内見学を体験していただきました。

今回の講師は、福島地方裁判所岩竹遼裁判官、福島地方検察庁小澤早央里検察官、そして福島県弁護士会所属湯浅亮弁護士です。

お三方からは、まず、それぞれの仕事内容や仕事のやりがい、それぞれの職業になるための方法等について説明していただきました。



▼ さいたん



★

その後、参加者の方から「仕事が楽しいと思う時はどんな時か」「弁護士になるためには法学部に入った方が良いのか」「事件のことばかり考えてしまうことはあるか」等の質問があり、講師の方々からは「困っている人が相談に来るので楽しいとはあまり感じないが、無事に解決して依頼者から感謝されたときにはやりがいを感じます」などといった回答がありました。

その後、参加者の皆さんには、裁判所に関するクイズ5問に挑戦していただいた後、ウェブカメラを通じて法廷内の見学をしていただきました。

参加者の方からは「今日のことを将来の夢に活かします」などの前向きな感想がありました。





成年年齢引下げに伴い、福島市中央学習センターで企画された「来て、観て、学ぶ！新成人のはじめ方」講座。全3回の講座のうち、第1回の「キミも明日から裁判員！？模擬裁判で学ぶ裁判員のココロ構え」が裁判所で行われました。

当日は、4名の受講者に対して、福島地方裁判所田邊将高裁判官から裁判員制度の説明があった後、受講生らを裁判員、その他の配役を福島東稜高校演劇部の皆さんが務める模擬裁判の実演を行いました。福島東稜高校演劇部の皆さんは、演技力を生かした素晴らしい模擬裁判を披露してくださり、当事者それぞれの立場からの主張等を分かりやすく受講生に伝えていました。

模擬裁判の実演後は、裁判官役・裁判員役の皆さんが、裁判官からアドバイスを受けながら、「目撃者がおり、その証言にも信用性があるのではないかな」等、意見を交わしながら、被告人が有罪か無罪か話し合っていました。

ディスカッション後、裁判官からは、「『被告人は無罪である』という前提で裁判が進む。証拠や証言によってその前提が覆るか、被告人が確かにその犯罪をしたと言えるかどうかを考える必要がある。社会経験がなくても裁判員を務めていただくことは十分にできるが、裁判をするには慎重な判断が必要となることも間違いのないこと。正しい結論に至れるよう、考えの違う人と話す時間を大切にしてほしい」等とお話があり、受講生らは真剣に耳を傾けていました。



◀ 福島東稜高校演劇部の皆さん(写真撮影時のみマスクを外しました。)

その他、裁判傍聴・裁判所見学に以下の団体にお越しいただきました！

* 裁判傍聴 *

- ・福島東稜高校演劇部の皆さん(7月1日)
- ・福島成蹊高校の皆さん(8月4日・8日)
- ・保原高校の皆さん(8月8日)

* 裁判所見学 *

- ・桜の聖母小学校6年生の皆さん(7月7日)
- ・アゴラ児童クラブの皆さん(7月26日)
- ・第一進学塾二本松校の皆さん(8月9日)

感染症対策に御協力の上で見学等をしていただき、ありがとうございました♪



▲ かーくん



裁判所では、いつでも裁判所見学・出前講義の申込みを受け付けています。

学校に、職場に、裁判官や裁判所職員を招いて、直接質問してみませんか？

出前講義は、オンラインでも実施可能です！講義内容についても、お気軽にご相談ください♪

（お問い合わせ先：福島地方裁判所事務局総務課広報係 TEL024-534-2194）